

コード	601031501
記入日:	H22.4.27

課コード	102
課名	監査事務局
課長名	福川 泰生
担当者	平山 好子

事務事業途中評価表

作成年度	平成 22 年度
------	----------

評価対象事業名称	監査委員管理費
----------	---------

事業種類	単年度繰返事業
事業期間	平成 17 年度 ~ 平成 21 年度

総合計画の位置付け				財務会計の位置付け	
政策コード	6	政策名称	参加と行政による協働のまちづくり	款コード	2
施策コード	601	施策名称	行財政の効率化の推進	項コード	6
基本事業コード	60103	基本事業名称	効率的、効果的な財政運営と事務事業の見直し	目コード	1
事務事業コード	6010315	事務事業名称	監査委員管理費	細目コード	180
関連計画			法令・条例規則等	地方自治法195条 新上五島町監査委員に関する条例	

計画(PLAN) ※単年度繰返事業については、全体欄を*****とする。

対象:誰、何を対象にしているのか		対象指標:対象の大きさを表す指標					
(対象1)	町監査委員	(対象指標1)	2人				
(対象2)		(対象指標2)					
事業の概要:具体的なやり方、手順、詳細を記入		活動指標:事務事業の活動量を表す指標・達成率 (上段:全体、下段:評価年度)					
(全体)	(評価年度実績)	(指標名称)	(指標数値)	(達成率)	(達成率積算根拠)	(目標達成年度)	
*****	出納検査年12回(実施日数39日) 定期監査年1回(実施日数11日) 決算審査11件(実施日数11日) 財政援助団体監査0件(実施日数0日)	*****	*****	*****	実施監査数÷監査計画数4件	*****	
		①	実施監査数	3件	75%		平成21年度
		(達成率分析)	年度当初に計画した監査4件の内3件を実施できた。				
		*****	*****	*****	*****	*****	
		②	(達成率分析)				
目的:何をしたいのか		成果指標:目的の達成度を表す指標・達成率 (上段:全体、下段:評価年度)					
町の予算執行が法令及び条例等に従い、適切に処理されているか証拠書類に基づき審査することを目的とする。		(指標名称)	(指標数値)	(達成率)	(達成率積算根拠)	(目標達成年度)	
		*****	*****	*****	監査実施日÷計画した監査日数	*****	
		①	監査実施日数	61日	100%		平成21年度
		(達成率分析)	監査日程は、あらかじめ監査委員と協議し決定したので、ほぼ計画どおり実施できた。				
		*****	*****	*****	*****	*****	
		②	(達成率分析)				

実施(DO) ※単年度繰返事業については、評価終了した年度及び評価年度を記載し、その合計を全体計画欄に記載する。

	単位	全体計画		平成20年度以前	平成21年度		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度以降
		計画	実績	実績	計画	実績	計画	計画	計画	計画	
活動指標	①	件	20	19	16	4	3				
	②										
成果指標	①	日	302	302	241	61	61				
	②										
総事業費C(A+B)	千円	77,678	77,620	61,138	16,540	16,482					
直接事業費A	千円	7,678	7,620	5,138	2,540	2,482					
人件費B	千円	70,000	70,000	56,000	14,000	14,000					
内訳	従事職員数	人	10.0	10.0	8.0	2.0	2.0				
	人件費単価	千円	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
Cの財源内訳	国補助金	千円									
	県補助金	千円									
	起債	千円									
	その他	千円									
一般財源	千円	77,678	77,620	61,138	16,540	16,482					

評価(CHECK) ※理由の欄は必ず記載すること。

妥当性	町が税金を投入して行う必要がありますか。	●ある ●ない	理由 地方自治法第195条に設置が義務付けられている。
	時代情勢や環境の変化などを考慮しても、事業を行う必要がありますか。	●ある ●ない	理由 設置の必要性は変わるものではないが、町財務に関する事務の執行や、経営に係る事業の管理を監査することは必要である。
	事業の対象・目的は適切ですか。	●適切 ●不適切	理由 地方自治法第195条及び第199条により適切である。
有効性	現在の事業の進め方が期待されるような成果をもたらしていますか。	●いる ●いない	理由 町の仕事が各種法令等に基づき、適正にかつ効率的に行われているか監査し、成果を得ている。
	成果を向上させる余地はありますか。	●ある ●ない	理由 活動自体に変化があるわけではないが、検査や審査の強化が図られると、効率的な事務執行に貢献できる。
	事業を行わない場合の影響はありますか。	●ある ●ない	理由 法律に反する。
	類似事業との整理統合はできませんか。	できる ●できない	理由 独自の意思決定機関として存在している。
効率性	直接事業費を削減することはできませんか。	できる ●できない	理由 委員の報酬及び費用弁償が主なものであり、削減することは難しい。
	人件費を削減することはできませんか。	●できる ●できない	理由 組織・機構の簡素化により共同設置を行えば、削減可能と考える。
	受益者負担は適正ですか。	●はい ●いいえ	理由 受益者負担は発生しない。

改善(ACTION)

改善策	1次評価	妥当性	地方自治法第195条により設置しているので、妥当である。
		有効性	町の事務執行が法令等に基づき適正かつ効率的に行われているか、監査の成果を得ていると思われる。
		効率性	最小の経費で実施している。
		課題に向けた改善策	組織・機構の簡素化により議会議務部局との共同設置を行う。
	2次評価	妥当性	1次評価のとおり
有効性		1次評価のとおり	
効率性		1次評価のとおり	

住民等の意見	
町の対応	

今後の事業の方向性	1次	2次	3次		1次	2次	3次	
	●			このまま事業を継続				類似事業と整理統合
		●		事業内容を見直して事業を継続				事業の休止
				事業費を見直して事業を継続				事業の廃止

※3次評価については、住民等の意見があった場合にのみ、再公表するものとする。